

「平和をつくり出す：初期バプテストがとった方法」

金丸英子

はじめに

私たちの国は、安保法制承認以降、憲法改正へのギアは格段とスピード感を増し、沖縄辺野古の米軍基地建設反対の民意は踏みにじられ、予断を許さない状況を迎えています。そのためか、今年の各地の2・11集会も盛りだくさんです。それらの講演題の中で次のようなものが目につきました。

- ・ 共謀罪・盗聴法・監視網は市民監視の3点セット 予防的に学ぶ、ナチスの手口とアメリカの手法～緊急事態条項と経済的徴兵制を止めるために
- ・ 立憲主義と平和の危機とは何か、「紀元節」復活＝「建国記念の日」に反対し、今改めて「皇民」化教育を問う
- ・ 戦後71年、信教の自由を守る－自由民主党改憲草案がめざす未来－新しいファシズムの形と精神の自由

本日の私の演題は「平和をつくり出す：初期バプテストがとった方法」という地味なタイトルです。私はバプテストの研究をしています。バプテストの誕生とバプテストが信じてきた内容がその中心なのですが、これらはつまるところ、私たちがバプテストの信仰で「キリストの教会を立てる」とは何かを考えていくことに繋がります。

昨年7月、この集会の担当者である牧師先生から、本日の集会の主旨をお聞きし、私に期待されているのが「初期バプテストの中で、信教の自由がどのように獲得されたかというあたりを語ってください」ということでした。「初期バプテストと信教の自由」というテーマはこれまで、連盟や連合の集会で多く取り上げられてきました。意識のある教会では、各個教会レベルで学び会がなされています。

私たちは、教会でそのような学びをし、教会の外では、社会の不正や不合理に関心を払って抗議の声を上げ、「良識ある市民として」反対運動やデモ行進に積極的に参加しています。しかし、その上で考えたいことがあります。これらの社会運動に関わる私たちは、「良識ある市民」であると同時に信仰者です。では、信仰者として、教会として「平和を作り出す」

ということに対する独自の向かい方、取り組む具体というものがあるのだろうか。あるとしたら、それはどのようなものか。確かに、私たちは、今回のように2月11日が近づいてきますと、「平和を作り出す」が意識に上るようになります。では、その日に特化させることなく、常に、それも「教会を立ててゆく」日常、「世にあって信仰者として生きてゆく」日常と関係付けながら、どのように「平和を作り出す」一端を担うのか。これについて最近、よく考えます。そこで今回は、すでに私たちの間で何度も学んできたかのように思える「バプテストと信教の自由」について、初期バプテストから改めてご一緒に考えてまいりたいと思います。

1. 「バプテスト」とは誰か

「バプテストとは誰か」。これについて、ビル・レナード (Bill Leonard) というアメリカ人のバプテスト史家は次のように説明しています。

1609年頃、オランダ・アムステルダムに登場した宗教改革2世代目のイギリス・プロテスタント。その母体は、国家の宗教迫害を逃れ、信教の自由を求めてオランダへ渡った「分離派」と呼ばれるイギリスのピューリタン(清教徒)。自覚的・主体的な信仰告白を行う個人が教会員となり、教会を構成すべきことを主張し、教会生活と社会における日常生活の両方において、何よりも聖書の教えに聞き従うことを大切にした。教会では、牧師も信徒も共に主イエスの働きを担う勤めにおいては身分的な区別はなく、民主的な教会運営を行う。とりわけ、信教の自由と政教分離という課題に果敢に取り組み、国家に対して譲れない事柄であることを提唱している。

ポイントを絞ると、次のようになります。

- ① 自覚的・主体的な信仰告白を行う信仰者が教会員となる。
 - ② 教会の「内」と「外」の両方において、何よりも聖書の教えに聞き従うことを大切に生きる。
 - ③ 教会では、牧師も信徒も共に主イエスの働きに呼び出されており、そこに身分的な区別はなく、民主的な教会運営が行われる。
 - ④ 信教の自由と政教分離の課題に果敢に取り組む。国家に対して、信教の自由を譲れない事柄として提唱する。
- これら4つは相互に緊密につながりがありますので、「信

教の自由と政教分離」に関心を持ち、社会で活発にその活動していたとしても、教会では権威主義的に「身分的な区別」を振りかざし、「民主的な教会運営」をないがしろにしていれば、それは問題です。その反対に、教会では「民主的な教会運営」と言いながら、社会の不正に沈黙し、多数派に同調するようであれば、これも同じく問題です。「教会生活と社会における日常生活の両方において、何よりも聖書の教えに聞き従うことを大切にする」。これがバプテストにとっては極めて大切で、中心的な信仰姿勢であれば、社会においても、教会においても、周りの状況や政治力学、潮目の変化に追従して自らの立ち位置を変える「二枚舌」の信仰は、バプテストとして卑しいことでした。初期のバプテストが命を賭して貫いたのは、そのような信仰の在り方でした。

2. バプテストは「平和主義者」か：バプテストと戦争

「初期バプテストの中で、信教の自由がどのように獲得されたか」という問いについては、次のような理解を持っています。バプテストは、社会における「信教の自由の獲得」の運動のために生まれた教派ではありません。確かにその問題に大きな関心を寄せていましたが、そもそもは、信仰者として聖書が教えるイエス・キリストに倣って生きようとし、聖書が教える教会を形成しようとする時、どうしても当時の「信教の自由と政教分離」の問題が目の前に立ちはだかり、それと戦わざるを得なかった状況にいたことが始まりです。つまり、バプテストの「信教の自由と政教分離」の戦いは、優れて信仰の戦いであったのです。

確かに、当時のバプテストは他の教派と比べて、信教の自由の問題に鋭く反応しましたが、だからといってバプテスト独りでそれを勝ち取り、「信教の自由と政教分離のチャンピオン」であったかと言えば、そうとも言えません。それ以外の教派の中に、戦いのテーマや目的を共有していたキリスト者がありました。政治の流れもピューリタン革命に代表される社会的な出来事によって変化し、バプテストら信教の自由と政教分離を求めるキリスト者たちに有利に働いたというのが史実に近いと思います。

にもかかわらずそこで問われなければならないのは、バプテストたちはどこに立って「信教の自由と政教分離」を掲げたのか。迫害に遭い、殉教者まで出したその戦いを支えたバプテストの信仰はどのようなものだったのか、ということだ

と思います。

さて、バプテストは平和主義者だったのでしょうか。社会の中で平和構築の希求者だったのでしょうか。これは、「平和」の定義によります。もし、「平和」を「戦争のない状態」、「武器を取らず、戦争をしないこと」とするならば、残念ながらバプテストはそれに反する歴史を持っています。とりわけ初期のバプテストは、自らの良心に照らして兵役拒否はしておらず（もっとも、その時代にはまだ「良心的兵役拒否」という考え方や選択肢はありませんでしたが）、「何事があっても武器はとらない」とする絶対平和主義の立場には立ちませんでした。それはイギリス・バプテストが出してきた信仰的立場からも見て取れます。

その中のひとつに「初代の型にならって集会する30教会の信仰と実践」（1651年）があります。これは、ジェネラル・バプテストの諸教会が相互の協力の基盤となる共通の信仰を表明した文章です。この最初に、「イングランド、ウェールズ、軍隊、また他の所でイエス・キリストの命令によって歩んだ聖徒たちと神の教会へ」という呼びかけの言葉があります¹。当時のイングランド・バプテストが戦争に関係していた事実を示すものです。

また、戦争の正当性を認める信仰告白もあります。パティキュラー・バプテストの「第二ロンドン信仰告白」（1677年）の中の第24項「行政長官について」は次の通りです。

キリスト者が、行政長官の職務に召されたときは、それを受け入れ、執行することは正当なことである。その職務においては、彼らや、英連邦国の健全な律法にしたがって、特に正義と平和を維持すべきである（Ⅱサムエル23・3、詩82・3、4）。その目的のために、彼らは、今や新約の下で、正当でやむを得ない場合には、合法的に戦ってもさしつかえない（ルカ3・14）²。

¹To all the Saints and Churches of God, who walk according to the commands of Jesus Christ, in England, Wales, Army, or else-where.

²It is lawful for Christians to accept and execute the office of a magistrate when called there unto; in the management whereof, as they ought especially to maintain justice and peace, according to the wholesome laws of each kingdom and commonwealth, so for that end they may lawfully now, under the New Testament wage war upon just and necessary occasions. (2 Samuel 23:3; Psalms 82:3,4; Luke 3:14)

場所と時が変わりますが、アメリカのバプテストも、18世紀のイギリスとの独立戦争（1775-1783）で、他教派と一緒に戦争に参加しました。

これらバプテストの戦争参加は、「平和を作り出すものは幸い」のイエス・キリストの山上の説教とは相容れないように見えます。しかし、その同じバプテストが、社会的・宗教的マイノリティーとして、「信教の自由と政教分離」を求めて、怯むことなく王や国に向かって声を上げてもきました。殉教者も出ました。その代表的な人物の一人がトマス・ヘルウィスです。

3. トマス・ヘルウィス (Thomas Helwys, c.1575-c. 1616)

バプテスト教会は、ジョン・スマイスとトマス・ヘルウィスという二人のイギリス人を中心に、1609年、オランダ・アムステルダムで最初に誕生しました。スマイスが牧師、ヘルウィスは其の右腕にあたる中心的な会員で、信徒のリーダーでした。牧師のスマイスは、国家の執拗な宗教迫害を逃れるために、自分の牧する信徒を引き連れ、教会毎、オランダへ亡命しました。その後、紆余曲折を経て、再バプテストマを行い、最初のバプテスト教会を興します。

その後、スマイスはそのままオランダに残ることになりますが、ヘルウィスはスマイスと袂を分かって、10名足らずの同心の友と一緒に故国イギリスへ戻ることになります。オランダにそのまま残れば、社会的身分こそ自国にいた時とは格段の差はあるものの、信教の自由は保障され、宗教の問題で国から目をつけられたり、捕らえられて命を脅かされる心配はなかったのです。

しかし、ヘルウィスはこれを良しとはしませんでした。そのままオランダに残ることは、「自分の身の安全を優先する自己保身」と考えたからです。そして、殉教覚悟で帰国し、1611年、ロンドン郊外でイングランド最初のバプテスト教会を始めます。しかしそれから間もなく、恐らく1612年頃に逮捕され、覚悟していた通り、それから約3年後にロンドン塔で獄死を遂げました。逮捕の罪状は、非合法の教会の牧師だったからでした。それに加えて更なる罪状は、政教分離と信教の自由を強く求める本を執筆、出版したからです。

ヘルウィスの家柄は、国政の中枢ポストに親族を輩出する貴族階級でした。父は国内の数カ所 (Northampton, Lincoln,

Nottingham など) に土地・建物を所有する比較的裕福な地方貴族、叔父はロンドンで手広く商売を営んでおり、同時に、日本の市会議員に当たる市参事官、また州の長官を歴任する地域の名士でした。従兄弟は王から爵位を与えられ、後に国家反逆罪の罪人を収監するロンドン塔の官僚に抜擢されました。

このような家柄のヘルウィスは、時の国王ジェームズ一世に、自分の本を献呈します。政教分離と信教の自由を強く求めた *A Short Declaration of the Mystery of Iniquity* (『不法の奥義に関する簡潔なる言明』1611/1612) です。これは、当時の英語圏における「政教分離と信教の自由」について書かれた最初の本で、今日でも「バプテストの信教の自由と政教分離」の主張を理解するための古典的文献です。当時、このような内容の本を公にすることは、殉教を惹き起こす可能性の高いものでした。ヘルウィスはそれを覚悟でこの本を出版し、殉教覚悟で個人的に王に献呈したということになります。

4. *A Short Declaration of the Mystery of Iniquity* (『不法の奥義に関する簡潔な言明』)

本は4部構成で、表紙にイザヤ書 51:6、ホセア書 10:12 が印刷されています。

お前たちはバビロンの中から逃げ おのおの自分の命を救え。

バビロンの悪のゆえに滅びるな。

今こそ、主が復讐される時 主はバビロンに仇を返される。

(イザヤ51:6)

恵みの業をもたらず種を蒔け 愛の実りを借り入れよ。

新しい土地を耕せ。

主を求める時が来た。

ついに主が訪れて 恵みの雨を注いでくださるように。

(ホセア10:12)

イザヤ書の聖句の「悪」(Iniquity) が本のタイトルに使われました。本の内容は終始、当時バプテストが国内の「バビロンの悪」と見做していた、ローマ・カトリック、イングランド国教会、ピューリタン、分離派に対する痛烈な批判で貫かれています。ヘルウィスはイングランド人ですので、宗教的には、イングランド国教会→ピューリタン→ピューリタン分離派

という道を辿って、最終的にバプテストになっています。従ってこの本では、相手方の主張を十分に知った上で批判を展開したことになります。

政教分離と信教の自由に関するヘルウイスの見解は、本文中の最初から2番目（「Book 2」）で論じられています。興味深いことに、この部分は、残りの3つの部分とは異なり、国王に直訴でもするかのように、「われらの君主にして王」(the lord the king)という呼びかけが頻繁に出てきます。そして事実、その内容は嘆願とも呼ぶに値するものです。

その中でヘルウイスは、国民にとっての王の必要性を熱く述べています。王は、国民の命と財産が悪や不正から守られるため、つまり国内の平和と安寧に必要である。それゆえ、国民は王に従う義務があり、またそのように求められてもいる、と繰り返し述べます。ヘルウイスは、ローマの信徒への手紙13章1節「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。神によって立てられたものだからです」を引いて、この主張の聖書的正当性を論じます。同じく13章4節の「権威者は、あなたに善を行わせるために、神に仕えるものなのです」も引いて、国民に王への服従を教える聖書的根拠としています。

ヘルウイスにとって、この聖句の「人の上に立つ権威」は「地上の権威」、具体的には、当時のイングランドの為政者を指しています。「地上の権威」は、神によって立てられた権威で、それゆえに国民は従うべきである。ヘルウイスは、国や王、または王権自体を、国民に恐怖と脅威を惹きおこす「悪」とも、「倒すべき」悪魔的なものとも考えませんでした。むしろこれらは、「よきもの」としての「地上の権威」でした。しかし、そのように神によって立てられた「地上の権威」が「悪魔的」なものに変容する危険をはらんでいることも十分に認識しており、それについて言及もしています。

神によって立てられた「よきもの」ものが、なぜ悪魔的なそれへと変容するのか。ヘルウイスは、その理由を、「地上の権威」が、与えられた分を超え、超えることを禁じられている「一線」を踏み越えてしまうからだと言います。では、なぜ「地上の権威」は、「禁じられている一線」、「定められた限度」を超えてしまうのか。

それについて、ヘルウイスはこう考えました。王や国という「地上の権威」が、自らの権威の付与者が神であるという事実を忘れ、驕り高ぶってしまうから。自らはその神に責任を負う立場にあるにもかかわらず、それを脇へと押しやり、あたかも全てが自らに由来しているかのように取り違え、権

威・権限の濫用に鈍くなるためであると論じました³。その中で、ヘルウィスは箴言 16：21「**心に知恵あるひとは聡明な人と呼ばれる**」を引用し、そのような「権威の濫用」は、王の「心に知恵のない」証拠であり、「心に知恵がない」ために、本来、国民の生存に不可欠なもの（命・生活・安全など）を守るために与えられている「よきもの」としての力が、「悪魔的」なものへと変質すると考えました。

とは言え、ヘルウィスは、国民の義務としての「王や国への服従」を説きながら、「地上の権威」に対する国民の「盲従」は決して説きませんでした。民が王を敬い、服従するのは、王が「与えられている分」を超えない限りにおいて、王として神から与えられた務めを誠実に果たしている限りにおいてのことだったからです。

では、地上の権威としての王が超えることを許されない一線、踏み越えてはならない限度とは何を指すのでしょうか。それは、個人が何を・どのように信ずるかという信教の自由・内面の自由です。いかなる種類の権威者も、自らに付随している権威と権限を振りかざし、個人の内面に踏み込み、あたかも神の代理でもあるかのように人を断罪する時、上に立つ者、王は確実に弁えるべき限度を踏み越えているとヘルウィスは考えました。ローマの信徒への手紙 13 章 4 節に、「**権威者はいたずらに剣を帯びているのではない**」を引き、王権の象徴たる「剣」は「**悪を行う者**」を裁くためにあるので、その行使が最もそぐわないのが、個人の思想や宗教に関係する内面の自由への蹂躪でした。

「地上の権威」に「限度」が設けられている。その「限度」は国王に「王としての権限を付与」した神からである。その真理を「知恵」として弁えるならば、神から権威を付与された者に相応しく、権威を、力を正しく用いるべきである。従って、そのような「地上の権威」を帯びている者は、民の命と財産を守るために、「悪を行う者たち」に立ち向かわなければならない。ヘルウィスはこれらを畳み掛けるかのように、繰り返して記します。そしてもし、王がその力を誤って使い、個人の内面に圧力をかけ、国の宗教に「強制的に」従わせよ

³ 次の文章がそれを裏付けている。“But in a good cause why should we fear to stand before kings, seeing their thrones are established by justice (Proverbs16:21)? ...they (all kings and princes) will perform his service unto the Lord according to this prophesy prophesized of them...In all this we beseech that we may not be understood as though we mean that kings should do this by their temporal sword of justice, no, nothing less. The Lord requires no such means in this business, for he has testified by prophesy, as we have formerly showed (2Thessalonians2).”(A Short Declaration, p31)

うとするならば、それは瀆神（とくしん）、「神を冒瀆すること」以外の何ものでもないと言いきります。ヘルウイスにとって、個人の良心・内面の自由に踏み込むのは、本質的には神に対する最大の罪と同義であると理解していたからです。

因みに、ヘルウイスが求めたこの「信教の自由」は、自分たちバプテストだけの、キリスト者だけの「信教の自由」ではありません。ヘルウイスの言葉をそのまま引用すれば、「異端者であるものは異端者として、イスラム教徒はイスラム教徒として、ユダヤ教徒はユダヤ教徒として、それ以外はそれ以外のままとして自由に在らせよ」(Let them be heretics, Turks, Jews, or whatsoever)」と主張して、万人の信教の自由を王に嘆願しました。

4. ヘルウイスの戦いを支えた信仰

以上のように、ヘルウイスは何度も、「王は、国民の命と財産を悪から守るために『王の剣』を使うべきであり、そのために神から権能を与えている」、「魂に関すること・個人の良心・内面に関する事柄に『王の剣』は最もふさわしくない」と訴えました。しかしながらこの主張は、今日よく聞くもので、特段に心揺さぶられる新しさはあまり感じないかもしれません。

しかし、再度この本を読み返してみると、ヘルウイスは、当時の誰もが考えつかなかった、ある意味、挑発的とも取れることを書いていることが判ります。それは、「王も国民同様に滅ぶべき罪人。王が神から与えられた分を超えると、それは瀆神（とくしん）。従って、王は悔い改めよ。悔い改めて救われよ」という、王への悔い改めの勧めです。ここでヘルウイスは、優れて、イエス・キリストを信ずる者として、教会に繋がる者として、この勧めを行なっているように思います。この本の「読者へ (To the Reader)」という序文にそれがはっきりと表されています。

全能の主を畏れることが、今や遂に、人を恐れている私たちに迫ってきた。それゆえ、我々は、神の言葉と霊に導かれて、心と手を大胆に広げ、人々の前にキリストの御名を告白し、王と人々の罪を誤りなく明らかにする。さすれば、万人は彼らの恐るべき状況と経歴を見、聞くことになろう。それゆえ、裁きが来る前に悔い改めて、主に立ち返れ。

この筆を進めるにあたり、謙遜な大胆さをもって我らの王に語ってきた。我らの身を守るために、神は(テモテへの手紙 1 2:1-2にあるように)特にこのように教えられた。「王に嘆願し、王のために祈り、王のためにとりなし、感謝をささげるように」と。

そして、主は我々に教えられた。王位を授けた天におられる恵みの神は、王は救われ、真理の知識へと至るべきことを望んでおられると。それゆえ、たとえ、命の危険に晒されようとも、我ら王の臣民は、全身全霊をもって王の救いを追い求めること、これは義務である。……王もまた、我ら同様に、魂の大きな危険に晒されるであろうから。

王も国民と同じように「魂の大きな危険」に晒される。それゆえ「王は(も)救われ、真理の知識」へ至らねばならない。「王位を授けた天におられる恵みの神」が、「王の救い」と「真理の知識へ至る」ことを望んでおられる。そのみ旨がなるために、国民は「たとえ、命の危険に晒されようとも、全身全霊をもって王の救い」を追い求めねばならない。ヘルウィスは、こう書いています。国民は、王権の濫用に沈黙してはならない。王をそのような「流神」に至らせてはならない。自分たちの王をそのような罪に進ませるべきではない。自分たちの生死を握る存在(この場合は国王)に対してであっても、「命の危険に晒されようとも、全身全霊をもって」、そのような罪を犯させてはならないと、読者を鼓舞します。同じ内容は本論でも、「自分たちは真理の声を挙げなければならない」(Yet though he should kill us, we will speak the truth to him) (p34)と述べています。

「王の耳に真理の声を聞こえさせる」。王がそれ以上罪を重ねる道を進まないようにする。なぜならば、王は「神ではなく」、「いつかは滅ぶべき人間」で、そういう意味では、王もヘルウィスら国民も神の前では何ら変わるところがないからです。ヘルウィスは、この本を王に献呈する際、自筆の嘆願書を付けていますが、そこにも同じような内容を以下の嘆願文に記しています。

王よ、聞きたまえ。そして、貧しい臣民の訴えを退け給もうなかれ。我らの不満を御前に持ち出すことを許したまえ。王は神ではなく、いつかは滅ぶべき人間であるが故に、同様の運命にある臣民の魂に対していかなる力も持たず、魂を縛る法律と条例も制定できず、魂を圧迫することもできない。もし、王が臣民の魂を圧迫したり、そうするための法律を作るならば、王は永遠不滅の神であり、人間ではないということになる。

王よ、神に背くようにとそそのかす声に惑わされ給もうなかれ。心も魂も、生活も、財産もすべてにおいて貴下に従順たる臣民を惑わし給もうなかれ。もし、そうなさるならば、臣民の命を地上から失せさせたまえ。神よ、王を救いたまえ。アーメン。

先ほどの「読者へ」という序文も、この自筆の嘆願書も、国民として王の救いを願う、神へのとりなしの祈りの言葉と言えるでしょう。たしかに、イングランド国民が唱和するように求められたイングランド国教会祈祷書には、「Save the king, save the queen」とあります。しかし、ひとりの国民が、あたかも自分の友人の救いを祈り求めるように、王の救いを神にとりなす。このようなことは、当時の社会では稀有なことではなかったかと思えます。

「神はすべての人間が救われることを望んでおられる」という思想は、バプテストとしてのヘルウィスが最初からもっていた思想でした。1611年、国内で最初のバプテスト教会を始める際に公にした信仰告白「オランダのアムステルダムに居留するイギリス人の信仰宣言」に、「わたしたちは納税その他すべての義務を果たすべきである。また、彼らが救われて神の真理を知るに至るように祈らねばならない」とあるのがそれです⁴。この「彼ら」は行政長官を指していますが、行政長官を統括する最高責任者たる王も視野に入っているはずです。ここにも、先ほどの「読者へ」という序文の聖句「神は、すべての人々が救われて真理を知るようになることを望んでおられるからです。」(テモテへの手紙 1 2 : 4) が、引用聖句としてあげられています。王の悔い改めと救いを祈ることと、王に対して公に「真理の声を上げる」こと。キリスト者にはこの両方が表裏一体のこととして求められていると、ヘルウィスは考えていたに違いありません。

時代は下って、ドイツ人の牧師マルチン・ニーメラーという人も、キリスト者のこの「表裏一体の務め」を知っていたひとりでした。ニーメラーは、ナチズムの嵐が吹き荒れるドイツで、過酷な教会迫害を行ったナチスに抵抗して信仰の自由を守るために精力的に戦ったキリスト者の運動「ドイツ教会闘争」の中心的な指導者、教会の牧師でした。ユダヤ人で

⁴第 24 項は行政長官に関する項目で、そこには次のように記されている。"We ought to pay tribute, custom and all other duties. That we are to pray for the, for GOD would have them saved and come to the knowledge of his truth". (1 Timothy 2:1. 4).

はありませんでしたが、「もはや説教しない」というナチス側の誓約書への署名を拒んだため、8年間の刑を言い渡され、収容所に入れられました。そのニーメラーを、人々は次のように記憶していました。

彼は聖書を神の言葉として聞き、実際に従わなければならないものとして学んだ。…(聖書が)「我々の生死を託すべき活ける神の言葉」であることを常に忘れなかった。…教会闘争の激しい喧騒の間にも、…数多くの悩める魂に仕えてきた。…彼は決して独創家ではないし、自分が他人から優れているなどとは少しも考えていない。彼の方法は全く単純なものなのである(聖書を神の言葉として聞き、実際に従う。聖書が、我々の生死を託すべき活ける神の言葉であることを常に忘れない)それをもって教会を建て、(同時に)福音に立つ教会を守るためにあの烈しい闘争に参加したのである。

戦後、釈放されたニーメラーは、約2ヶ月半の間、何度も同じ悪夢に悩まされたと言います。それは、ニーメラーが白い雲の中から差し込む眩しい光をじっと見つめる場面から始まります。首を回したり、目を動かしたりすることはできないのだそうです。すると、光と共にひとつの声为天から響いてきて、自分の近くに居るらしい、もう一人の人に語るのでした。身動きできないので、自分のそばにいるのが誰か確認できません。天からの声はその人にこのように尋ねます。「おまえは、何か申し開きをすることはしないのか」。すると、近くにいるその人がこう答えます「はい、私には、かつて誰も福音を語ってくれる人がいませんでした」。夢の中のニーメラーをその声を聞いて「仰天して」しまいます。そう答える声は、まさしくあのヒトラーであったからです。

ここで決まって目が覚めたと言います。そして著書に次のように書きました。

雲間から聞こえてくる声が、今度は私に向かって尋ねてくるのを、はっきりと予感できた。「おまえは、なぜ、この男に福音を語らなかったのか。おまえは、かつてたっぷり一時間もこの男と一緒にいて、口論し、罵倒し合ったではないか。それなのに、おまえはこの男に福音を告げはしなかった」

ニーメラーは繰り返しこの悪夢を見たと言います。そして「あの時、ひとことでも福音を語っていれば」という後悔が、

生涯の心の痛みとなったとも書いています。たとえニーメラーがヒトラーに福音を語ったところで、ヒトラーが耳を傾け、悔い改めるなど、誰が想像するのでしょうか。しかし、だからと言って「相手の耳に福音が・真理が届けられなくてもよい」ということにはなりません。「証をする」とはそのようなことです。ここに私は、ヘルウィスの「王位を授けた天におられる恵みの神は、王は救われ、真理の知識へと至るべきことを望んでおられる。それゆえ、たとえ、命の危険に晒されようとも、我ら王の臣民は、全身全霊をもって王の救いを追い求めること、これは義務である」、「自分たちは真理の声を挙げなければならない」(Yet thought he should kill us, we will speak the truth to him)との共通点を見ます。

私の知人に辻子実さんという恵泉バプテスト教会の会員がいます。その教会には「社会部」という部門があって、長い間「社会部通信」を出し続けています。昨年12月、辻子さんから「社会部通信第282号」が送られて来ました。内容は、A4版の2段組で27頁に及ぶ「安倍首相靖国違憲訴訟 陳述書」でした。その中に、原告の辻子さんの陳述と、原告証人尋問のやりとりが載せられていました。私はその陳述書を丁寧に読みました。「尋問」と言うものがどのようなものか、相手側はどのような準備をして尋問に臨むものか等、色々と学びました。その中で、辻子さんは聖書を引用し、信仰告白の言葉で原告としての陳述をしていました。自らの信仰的実存をかけて、「地上の権威」に向かう姿でした。

J. ディオティス・ロバーツというアメリカ人の学者は、自らの著書 *Bonhoeffer and King: Speaking Truth to Power* (『ボンヘッファーとキング：抵抗に生きたキリスト者』日本キリスト教団出版局)で、デートリッヒ・ボンヘッファーやマルチン・ルーサー・キングジュニアの抵抗の姿を「『力』に向かって真理を告げる (Speaking Truth to Power)」と表現しました。両者はそれぞれ、その時代の「力」に抗いました。ボンヘッファーはヒトラーとナチズムと言う「力」に、マルチン・ルーサー・キングジュニアは、白人至上主義という「力」に対してでした。この二人はそれぞれ違う方法で「『力』に向かって真理を告げよう」としました。ボンヘッファーは「殺すなかれ」という戒めに背き、自らが罪人となり、その罪を引き受ける覚悟でヒトラー暗殺を計画し、キングは、徹底的な非暴力という仕方によってでした。これをロバーツはこのように書いています。

彼らはそれぞれの置かれた状況の中で力に向かって真理を告げたのだ……ボンヘッファーとキングはそれぞれの時と場において、勇気をかき集め（呼び起こし）、キリスト教信仰に錨を下ろし、真実と自由に向けて、比類のない献身をもって、これらの悪に立ち向かおうとしたのである。（『ボンヘッファーとキング』24ページ）⁵

これは内容的には、ヘルウィスの「自分たちは真理の声を挙げなければならない」と響きあうものです。先ほど紹介した辻子さんも、「時と場において、勇気を呼び起こして、キリスト教信仰に立ち、真実と自由への献身をもって」これまで戦って来られ、この度の尋問に立たれたのではないかと思います。

しかしここで、忘れてはならないのは、ボンヘッファーもキングも、「それぞれの置かれた状況の中で力に向かって真理を告げ」ようとした時、どこからその勇気を「かき集め（呼び起こし）」、どのような「錨」をどこに「おろすべき」かをよく知っていたということです。この2人のキリスト者は、教会で聖書を学び、聖書から聞いて、それをよく知っていた。「どのような勇気をどこから呼び起こし、どのような錨をどこに下ろすのか」。私たちキリスト者は、教会は、十字架と復活の主イエス・キリストから、聖書から、それを聞き取り続け、語り続けて、「それぞれの置かれた状況の中で」、地味であっても、誤魔化すことなく、ささやかであっても、歩を前に進めることが求められていると思います。

結び

であれば、教会で、礼拝や教会学校における交わりを通して、互いを高めつつ、励ましあいつつ、聖書に聞き従う歩みを共にしてゆきたいものです。教会においても、社会においても、あらゆる場面で神と人とを畏れて生きる道を求めて行きたいものです。これらは、キリスト教信仰に、イエス・キリストに錨を下ろそうとする営みです。時間はかかりますが、確実で、古びることのない、キリスト者としての、教会としての「平和の作り方」の土台となることでしょう。バプテス

⁵英書では6頁に次のように記されている。"Bonhoeffer and King, in their time and place, summoned the courage, anchored in their Christian faith, to confront these evils with an ultimate devotion to truth and freedom."

トの先達はこの真理を身を以て証してきました⁶。私たちは、実にそこからしか「勇気をかき集め（呼び起こし）、真実と自由に向けて、比類のない献身をもって、これらの悪に立ち向かう」ことができないと信じます。

最後に、辻子さんも陳述で引用したニーメラーの言葉を紹介します。日本に初めてこの言葉を紹介したと言われる政治学者の丸山眞男の訳と一般に紹介されている訳の両方を紹介します。ニーメラーの言葉は、そのまま、今日の私たち信仰者と教会に通じる現実であり、私たちへの批判と警告でもあります。私たちは、ここから何を聞き取るでしょうか。

(丸山眞男訳)

ナチが共産主義者を襲ったとき、自分はやや不安になった。
けれど結局自分は共産主義者でなかったので何もしなかった。

それからナチは社会主義者を攻撃した。自分の不安はやや増大した。
けれども自分は依然として社会主義者ではなかった。そこでやはり何もしなかった。

それから学校が、新聞が、ユダヤ人が、という風に次々と攻撃の手が加わり、その度に自分の不安は増したが、なおも何事も行わなかった。

さてそれからナチは教会を攻撃した。そうして自分はまさに教会の間であった。そこで自分は何事かをした。しかしそのときにはすでに手遅れであった。

(一般に紹介されている訳)

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき
わたしは声をあげなかった。共産主義者ではなかったから。

社会主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった

⁶初期アメリカのバプテストで、政教分離と信教の自由のために戦ったロジャー・ウィリアムズ (Roger Williams, 1603-1683) は、宗教の相違に関係なく、完全な信教の自由を容認するロードアイランド植民地を拓いた。その首都を「プロビデンス」と命名し、次のように述べた。

「この町をプロビデンスと呼んだ。良心の自由を求めて苦しみ、窮地に立たされているすべての人々を迎え入れる『逃れの家』とならなければならない。私はそう切望したからだ」。(I called the place Providence. I desired it might be for a shelter for persons distressed for conscience.)

私は社会主義者ではなかったから

彼が労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった
私は労働組合員ではなかったから

そして彼らが私を攻撃したとき、
私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった